

安佐南区認知症高齢者等 SOS ネットワーク

安佐南区認知症高齢者等 SOS ネットワークとは

認知症などにより行方不明になる可能性がある方の顔写真、特徴などをあらかじめ登録し、行方不明になった時に、ネットワーク関係機関・団体と情報を共有し、行方不明者の早期発見・保護につなげる仕組みです。

登録できる方

原則、安佐南区内に住み、認知症などがある高齢者

※必要時、区外の方や65歳未満の方も登録できます。詳しくはお問い合わせください。

申請できる方

原則、家族。

※お一人暮らしや申請できる家族がいない場合はケアマネジャーなど支援者による申請も可能です。

登録の流れ

① 申請書と登録者の写真を2枚準備します。

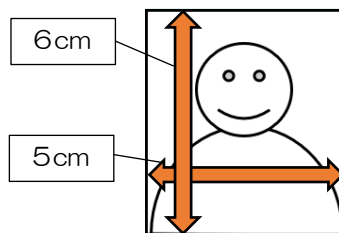
● 申請書

「認知症高齢者等 SOS ネットワーク事前登録書兼情報提供同意書」



広島市ホームページからダウンロードできます。

● 登録者の写真



同じ写真（カラー写真）が2枚必要です。

② 申請書と登録者の写真2枚を以下のいずれかに提出します。

安佐南警察署

082-874-0110

安佐南区
地域支えあい課

082-831-4568

区内最寄りの
地域包括支援センター

裏面問い合わせ先を参照

③ 登録した情報を安佐南警察署、区地域支えあい課、区内地域包括支援センター、民生委員、担当ケアマネジャー（いる場合のみ）と共有します。

※登録内容の変更（住所や連絡先等）や取下げがある場合は、安佐南区地域支えあい課までご連絡ください。

行方不明者の情報提供の流れ

家族等

- ① 警察署や交番へ連絡します。
緊急時は110番をしてください。



行方不明者の最新の写真があれば、
警察へ情報提供しましょう。

安佐南警察署（行方不明者届を受理）

- ② 安佐南警察署から区地域支えあい課を通じて、
関係機関・団体へ行方不明者の情報提供を行います。

安佐南区地域支えあい課

【ネットワーク関係機関・団体】
・公共交通機関
（バス、JR、アストラムライン、
タクシー会社）

- ③ 各関係機関・団体の活動の中で、
行方不明者の捜索に協力します。

【ネットワーク関係機関・団体】

- ・安佐南区内の地域包括支援センター
- ・安佐南区民生委員児童委員協議会
- ・安佐南区社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）
- ・安佐南区ケアプラン作成機関連絡会（居宅介護支援事業所）
- ・安佐南区内の公民館
- ・生活協同組合ひろしま
- ・株式会社ヤクルト山陽

行方不明者が発見された場合も同様の流れで関係機関・団体に情報提供します。
状況に応じて、他区や他市町村へ情報提供し、行方不明者の捜索の協力を依頼します。

認知症高齢者等保護情報共有サービス（どこシル伝言板システム）

「認知症高齢者等 SOS ネットワーク」登録した方が申請できるサービスです。
登録後に交付する「見守りシール」に印字された QR コードを読み込むことで、
事前に登録したご家族等と発見者が個人情報を開示することなくやり取りを行い、
行方不明者の保護につなげるシステムです。

詳しくは申請窓口である安佐南区地域支えあい課へお問い合わせください。

（見守りシール）



（広島市ホームページ）



申請書がダウン
ロードできます。

<登録受理機関（お問い合わせ先）>

機関名	住所	電話番号
安佐南区地域支えあい課	中須一丁目38-13	831-4568
安佐南警察署生活安全課	西原九丁目3-20	874-0110
城山北・城南地域包括支援センター	緑井六丁目37-5-102	831-1157
安佐・安佐南地域包括支援センター	中須二丁目19-6虹の会館3階	879-1876
高取北・安西地域包括支援センター	高取北一丁目17-41	878-9401
東原・祇園東地域包括支援センター	東原三丁目14-4	850-2220
祇園・長束地域包括支援センター	山本一丁目4-25	875-0511
戸山・伴・大塚地域包括支援センター	伴中央二丁目5-12	849-5860